

水田活用の直接支払交付金の見直しについて
現場の実情を踏まえた対応を求める意見書

本県では、園芸・畜産の産地化や大豆・そば・麦等の生産振興など、水田フル活用により複合型生産構造の確立に取り組んできた。

このような中、水田活用の直接支払交付金の見直しが示されたが、本県においては、そば・大豆など「経営が成り立たなくなる品目」や、野菜・花きなど「田畑輪換になじまない品目」があるなど、生産現場に混乱を来している。

食料安全保障の観点から自給率向上が重要課題となる中、特に、今般の見直しにおいては、今後5年間に一度も水張りが行われぬ農地が交付対象から除外されることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地が増加することや、多年生作物(牧草)の交付単価の見直しにより、耕畜連携による自給飼料の生産体制が維持できなくなることが懸念される。

本県としても、生産性向上の視点から、ブロックローテーションなどに対応していく必要があるが、国においては、農地が適切に維持され、農業者が意欲を持って営農できるよう、生産現場の課題を十分検証した上で、次のとおり、現場の実情を踏まえた対応を行うことを強く要望する。

- 1 水田活用の直接支払交付金の見直しに当たっては、農業経営や産地の維持・拡大、ほ場整備の推進など、地域農業に与える影響を調査し、現場の理解を得ながら慎重に対応すること。
- 2 食料安全保障の観点から、田畑輪換による生産性の低下や離農、耕作放棄地の増加を招くことがないように、必要な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
農林水産大臣	金子原二郎様
内閣官房長官	松野博一様